

年金記録確認群馬地方第三者委員会（第14回） 議事要旨

1 日 時 平成19年11月1日（木）13時30分から16時30分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、峰岸委員長代理、田中委員、原澤委員、丸橋委員
（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

- (1) 国民年金の申立事案の審議
- (2) 厚生年金の申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案5件についての審議を行った。

関連資料及び周辺事情を総合的に考慮した結果、1件について、申立期間の国民年金保険料は全て納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

これまでの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持されたほか、1件について、記録の訂正を要しないとの方向性が新たに確認された。

2件については、さらに調査すべき事項が認められたため、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案2件についての審議を行った。

保険料控除の有無や勤務実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているか等について議論が行われ、2件について、保険料が控除されていた事実が認められないとして、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

(3) 次回は、11月5日（月）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会（第15回） 議事要旨

1 日 時 平成19年11月 5 日（月） 13時30分から16時30分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、峰岸委員長代理、田中委員、原澤委員、丸橋委員
（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

- (1) 国民年金の申立事案の審議
- (2) 厚生年金の申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案 3件についての審議を行った。

前回までの審議において申立期間の一部について国民年金保険料は納付されたと認められるとの方向性が確認されていた1件について、記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定した。

また、1件について記録の訂正を要しないとの方向性が確認されたほか、他の1件については、さらに調査すべき事項が認められたため、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案 3件についての審議を行った。

1件については、申立人の給与から保険料が控除されていたことは認められるものの、事業主が正しい届出を行っていたこと又は保険料を納めていたことの確認ができないため、現行法の下では記録訂正が認められない事案として、政府における対応を待つて検討することとされた。

また、1件について記録の訂正を要しないとの方向性が確認されたほか、他の1件については、さらに調査すべき事項が認められたため、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、11月15日（木）14時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会（第16回） 議事要旨

1 日 時 平成19年11月15日（木）14時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、峰岸委員長代理、田中委員、原澤委員、丸橋委員
（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

- (1) 国民年金の申立事案の審議
- (2) 厚生年金の申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案2件についての審議を行った。

前回までの審議において申立期間の国民年金保険料は全て納付されたと認められるとの方向性が確認されていた1件について、記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定した。

1件については、さらに調査すべき事項が認められたため、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案5件についての審議を行った。

前回まで記録の訂正を要しないとの方向で審議していた1件について、申立人の給与から保険料が控除されていたことは認められるものの、事業主が正しい届出を行っていたこと又は保険料を納めていたことの確認ができないため、現行法の下では記録訂正が認められない事案として、政府における対応を待って検討することとされたほか、新たに1件について、政府における対応を待って検討すべき事案とされた。

1件について記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

2件については、さらに調査すべき事項が認められたため、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、11月19日（月）14時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会（第17回） 議事要旨

1 日 時 平成19年11月19日（月）14時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、峰岸委員長代理、田中委員、原澤委員、丸橋委員
（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

- (1) 国民年金の申立事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

- (1) 国民年金の申立事案7件についての審議を行った。

前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた4件について、その方向性は維持しつつ、補足して確認すべき点について調査することとされたほか、新たに1件について、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

2件については、さらに調査すべき事項が認められたため、引き続き、審議を継続することとされた。

- (2) 次回は、11月29日（木）14時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会（第18回） 議事要旨

1 日 時 平成19年11月29日（木）14時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、峰岸委員長代理、高橋委員、田中委員、原澤委員、保坂委員、丸橋委員、
矢田委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 厚生年金の申立事案の審議

(2) 国民年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 厚生年金の申立事案5件についての審議を行った。

1件については、申立人の給与から保険料が控除されていたことは認められるものの、事業主が正しい届出を行っていたこと又は保険料を納めていたことの確認ができないため、現行法の下では記録訂正が認められない事案として、政府における対応を待って検討することとされた。

また、3件について記録の訂正を要しないとの方向性が確認されたほか、他の1件については、さらに調査すべき事項が認められたため、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 国民年金の申立事案4件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、2件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定したほか、1件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

1件については、さらに調査すべき事項が認められたため、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 次回は、12月7日（金）14時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕